

# 情報ステーション

新春号 2016 JAN by T's office

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。  
平成 28 年（2016 年）が貴社にとりまして素晴らしい年となりますよう  
スタッフ一同精一杯応援させていただきます。

竹市会計事務所 所長 竹市憲正



## 平成 28 年度税制改正大綱決定

平成 27 年 12 月 10 日、与党の平成 28 年度税制改正大綱（案）が発表されました。  
翌週、16 日に消費税軽減税率制度が発表されました。消費税の軽減税率制度は、  
平成 29 年 4 月に消費税が 8%から 10%に引き上げられる際に導入されます。  
今回は 28 年分の改正のみ解説させていただきます。

### 1. 個人所得関係



- ① 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設  
相続開始の直前において被相続人（亡くなった人）の居住の用に供されていた家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋であって、相続開始直前に当該被相続人以外に居住をしていたものがいなかったものに限る）及びその敷地の用に供されていた土地等を当該相続により取得した個人が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの間に譲渡（相続開始後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までにしたものに限り）をした場合は、居住用財産の譲渡所得の 3000 万円特別控除を適用することができる。
- ② 通勤手当の非課税限度額の最高額が月額 10 万円から 15 万円に引き上げられました。これは 28 年 1 月 1 日以降に受けるべき通勤手当に適用されます。
- ③ 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額について、現行 52 万円が 54 万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、現行 17 万円が 19 万円に引き上げられます。国保の最高額は介護分を含め、85 万円が 89 万円に引き上げられます。

### 2. 法人課税関係



- ① 法人税の税率、現行 23.9%が 23.4%に引き下げられます。平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。中小企業の場合は、所得が 800 万円以下の部分はこれまでとおり 15%です。800 万円超の部分が 0.5%引き下げられます。
- ② 減価償却制度について、次の見直しが行われます。平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備及び構築物の償却の方法について、定率法が廃止され定額法となります。早期償却ができなくなります。

新春

顧客第一主義の会計事務所 <http://takeichi-zei.com/>

発行：竹市会計事務所 2016.1.12

